ー時移転等に備えた関係者の対応



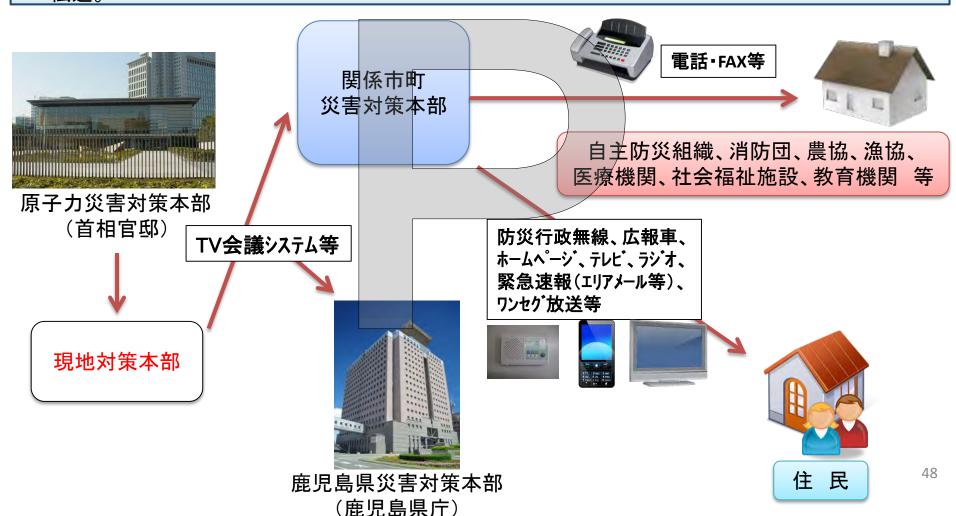
- 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置。
- ▶ 鹿児島県は、全面緊急事態になった時点で、住民の一時移転等に備え、鹿児島県内のバス会社に 災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定※に基づき、バスの派遣準備を開始。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



- 時移転等を行う際の情報伝達



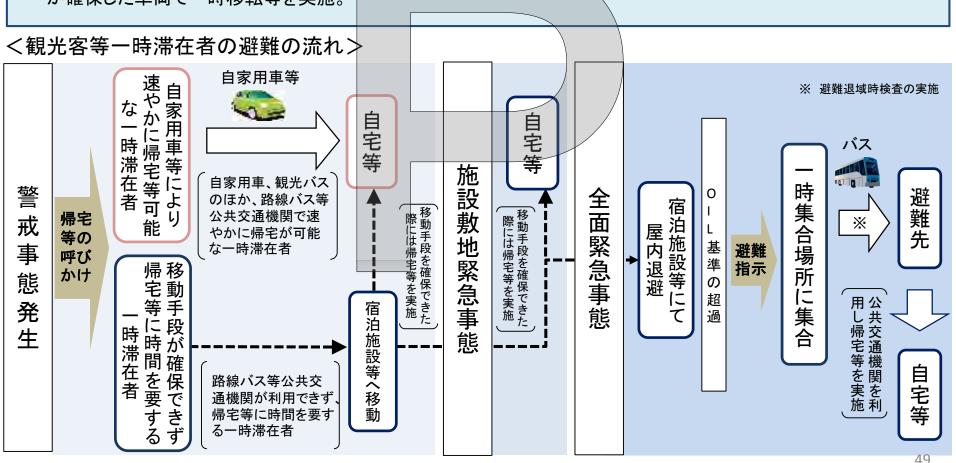
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 鹿児島県及び関係市町から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設等へは、 防災行政無線、広報車、緊急速報(エリアメール等)、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して 伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難

スライド追加

- 鹿児島県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- ▶ 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- ▶ 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL 基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、鹿児島県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。



UPZ内住民の一時移転等



- ▶ 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、鹿児島県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- ▶ UPZ内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- ▶ なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先の調整を行う。
- ▶ なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

避難元市町名	避難先市町名				
薩摩川内市	薩摩川内市内、鹿児島市、霧島市、姶良市、湧水町、垂水市、曽於市、南さつま市				
いちき串木野市	鹿児島市、枕崎市、指宿市、南九州市				
阿久根市	長島町、姶良市、伊佐市、湧水町、芦北町(熊本県)、津奈木町(熊本県)				
鹿児島市	鹿児島市内				
出水市	出水市内、伊佐市、霧島市、水俣市(熊本県)				
日置市	日置市内、南さつま市				
姶良市	姶良市内				
さつま町	さつま町内、鹿児島市、霧島市				
長島町	長島町内				

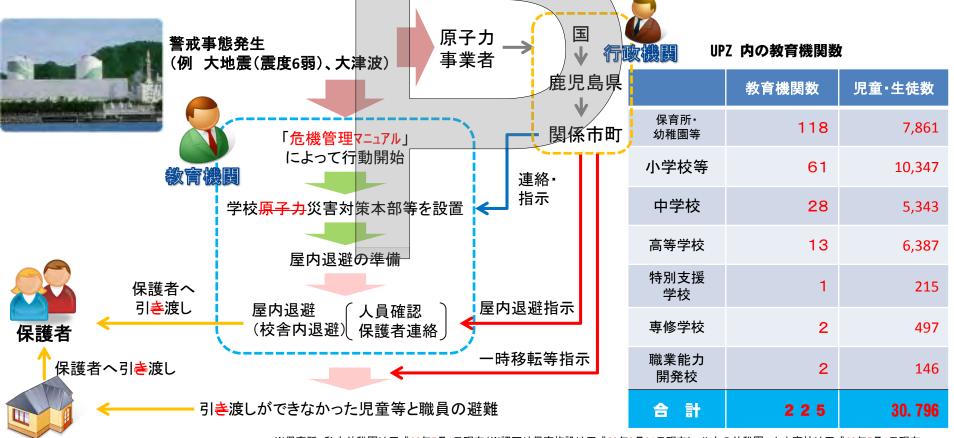
- ▶ UPZ内にある鹿児島県内各市町の住民の避難先は、鹿児島県内及び県外(熊本県)において避難 先を確保。
- 不測の事態により、避難計画において受入先と決められている市町が避難先にできない場合は、鹿児島県が県内の受入先以外の市町村等と調整のうえ、避難先を決定する。



UPZ内の学校・保育所等の防護措置



- 鹿児島県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長 とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態に おいて、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者 への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町災害対策本部 から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者へ引き渡す。



UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先(5~10km)



- ▶ 鹿児島県では、川内原発から半径5~10km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設(12施設502人)について、PAZ内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- ▶ 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

5~10km圏内施設と避難先

\(\text{\tin}\text{\texi}\tint{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tet								
避難元施設								
番号	施設種別	病床数·入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)			
1	有床診療所	19	病院	伊佐市(1)	19			
2	特別養護老人ホーム	65	特別養護老人ホーム	鹿児島市(1) 姶良市(1)	121			
3	特別養護老人ホーム	70	特別養護老人ホーム	さつま町(1) 伊佐市(1)	108			
4	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	147			
5	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	94			
6	有料老人ホーム	30	特別養護老人ホーム	湧水町(1) 姶良市(1)	58			
7	有料老人ホーム	40	特別養護老人ホーム	姶良市(2)	75			
8	有料老人ホーム	11	特別養護老人ホーム	日置市(2)	35			
9	障害者入所施設	44	障害者入所施設	南さつま市(1)	99			
10	障害者グループホーム	5		南九州市(1)	39			
11	障害者入所施設	54	障害者入所施設	鹿児島市(2) 姶良市(1)	106			
1 17	住宅型有料老人 ホーム	24	特別養護老人ホーム	出水市(1)	80			
	合 計	502	合 計	20施設	932			

UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先(10~30km)



- ▶ 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10~30km圏にある医療機関、社会福祉施設(234施設9,904人)については、鹿児島県の調整により、避難先を確保。
- ▶ 鹿児島県は、一時移転等の指示が出た場合には、予め用意した避難先候補施設が登録された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。

避難元施設(10~30km					避難先候補施	設(30km圏外)
	施設区分	施設数(施設)	入所定員 (人)		施設数(施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院•有床診療所)		81	4,357		184	25, 616
社会福祉施設	介護保険施設等	118	4,368	受入先調整 (鹿児島県災害 対策本部)		13, 595
	障害福祉サービス 事業所等	30	954		55	2, 664
	児童養護施設等	5	225		10	602
	小 計	153	5,547		296	16, 861
	合 計	2 3 4	9, 904		480	42, 477

受入先調整のためのシステム



- 鹿児島県では、一時移転等の防護措置が必要となった場合に備え、予め選定した避難先が使用出 来なくなった場合の避難先や医療機関、社会福祉施設等の受入先を迅速に調整するため「原子力 防災・避難施設等調整システム」を整備。
- ▶ 同システムは、避難先調整の際に必要となる施設の情報をあらかじめ登録し、緊急時において避難先 を迅速に調整。

避難元の情報

<UPZ内>



- 自治会単位の人口・世帯数
- •所在地
- ・原発からの距離、方角

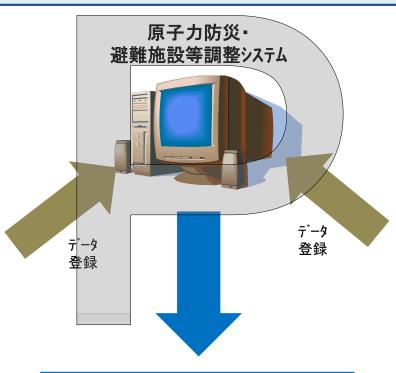


- 医療機関
- •病床数 • 所在地 ・原発からの距離、方角

社会福祉施設



- ·施設種別 ·入所定員 ·所在地
- ・原発からの距離、方角



緊急時に避難先候補の リストを迅速に作成

避難先の情報

<UPZ外>(※)



避難所

- •収容人数 •所在地
- ・原発からの距離、方角



医療機関

- •病床数 •所在地
- ・原発からの距離、方角



社会福祉施設

- •施設種別 •入所定員 •所在地
- ・原発からの距離、方角

医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム



▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、鹿児島県災害対策本部では原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。

